

対馬観光誘客プロモーション業務仕様書

1. 業務の目的

本年7月の政府による「半導体材料の輸出管理の見直し」以降、韓国からの訪日旅行を控える動きにより、対馬への韓国人観光客が急激に減少し、宿泊施設や観光関連事業者に大きな影響が生じている。この影響を少しでも緩和するため、現在実施している「わくわく乗船券」の利用促進に加え対馬市内の宿泊施設利用者に対して、宿泊料金の助成を実施し、この取り組みを長崎県及び福岡都市圏を中心にテレビ媒体をはじめ、各種媒体等を複合的に活用し認知させることで、対馬への誘客促進を図る。

2. 宿泊割引キャンペーンの概要

(1) キャンペーンキャッチコピー

<仮称>「行っ得！つしま」宿泊割引キャンペーン

(2) コンビニエンスストアを活用した宿泊料金割引

- ①全国コンビニエンスストアで宿泊クーポンを販売（セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート）
- ②宿泊クーポンは3,000円割引を適用した価格で販売し、5,000円の宿泊クーポンが2,000円で購入できる
- ③旅行者は購入した宿泊クーポンを利用し、対馬市内で宿泊することで3,000円の宿泊料金割引の適用を受ける

(3) オンライントラベルエージェント（以下、OTA）を活用した宿泊料金割引

- ①旅行者はOTA（じゃらんnet及び楽天のみ利用可能）が運営する宿泊予約サイトで宿泊クーポン3,000円分を入手
- ②同予約サイトで3,000円の宿泊クーポンを利用し対馬市内の宿泊施設を予約後宿泊することで3,000円の宿泊料金割引の適用を受ける

※各事業のスキーム図は別紙1のとおり

3. 事業期間

契約締結日から令和2年3月10日（火）までとする。

4. 業務の内容等

(1) 基本事項

- ①主なターゲットエリア／福岡都市圏及び長崎県内を中心とした九州域内
- ②ターゲット層／F2、F3層
- ③宿泊クーポン利用期間／令和元年11月1日（金）～令和2年2月29日（土）チェックアウトまで
- ④集客目標／10,000人

(2) 宣伝資材の制作について

- ①「行っ得！つしま」宿泊割引キャンペーンロゴの制作
- ②テレビスポットCM用宣伝素材の制作（尺は15秒）
- ③「行っ得！つしま」宿泊割引キャンペーンポスターを100部製作（B2サイズ）
- ④「行っ得！つしま」宿泊割引キャンペーンチラシを20,000部製作

(サイズ：A4 色数：4色カラー 紙質：マットコート 90 kg オフセット印刷)

※上記宣伝資材については著名なタレントは使わず、お徳感が的確に消費者に伝わる内容であること

※対馬大使「つしにゃん」を効果的に使うこと

※「行っ得！つしま」宿泊割引キャンペーンのWEBページについては長崎県観光連盟で制作します

(3) プロモーションについて

① テレビスポットCMについて

ア. 長崎県内のテレビCMについては民放4局を活用することとし、且つ、合計600本以上放送すること

イ. 福岡県内のテレビCMについては民放2局以上を活用することとし、且つ、合計600GRP以上(80本以上)放送すること。

ウ. テレビCMについては全日フリーとするが、消費者の認知度を高めるために放送タイム区分については配慮すること。

エ. テレビCMの内容については、著名なタレントは起用せずに、「わくわく乗船券」のお得情報に加えて、さらに「宿泊割引クーポン」が利用でき、お得に対馬に旅行できる内容で一般消費者に訴求すること

エ. テレビCMについては、最終的に長崎県観光連盟が制作するWEBページに誘導する内容にすること ※誘導するワードは「長崎しま旅」検索

オ. テレビを活用したパブリシティの獲得

② その他効果的な媒体の活用(街頭ビジョン、電車中吊り、デジタルサイネージなど)

※但し、新聞媒体については長崎県観光連盟が直接展開予定

③ 「行っ得！つしま」宿泊割引キャンペーンチラシの設置(長崎エリア及び福岡エリア)

(4) プロモーションの実施時期について

プロモーション期間 令和元年11月中旬～令和2年2月21日(金)まで

※できるだけ早い開始を希望します

4. 成果品の提出

(1) 提出する成果品

①業務の実施結果を記載した報告書及びこのデータを格納した電子媒体を1部

②放送したテレビの同録

(2) 提出期限 令和2年3月10日(火)

(3) 提出先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1(新県庁舎5F)

一般社団法人長崎県観光連盟 情報企画部 中原 陽一

5. 成果の帰属及び秘密保持

(1) 本業務により得られた成果品(映像、画像を含む)の著作権は、無償で長崎県観光連盟に帰属するものとする。

(2) 秘密保持

①本業務に関し、受託者から長崎県観光連盟に提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。

②本業務に関し、受託者が長崎県観光連盟から受領又は閲覧した資料等は、長崎県観光連盟

の了解無く公表又は使用できない。

- ③受託者は、本業務で知り得た長崎県観光連盟、長崎県及び事業者等の業務上の秘密を保持すること。契約期間終了後も同様とする。

6. 個人情報の保護

受託者は、本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

7. 再委託

受託者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、事業の一部について、受託者があらかじめ長崎県観光連盟と協議し、長崎県観光連盟が承認した場合は、第三者に委託し、又は請け負わせることができることとする。

8. その他

受託者は、本業務の実施にあたって、不明瞭な点や改善の必要があると認められる場合は、長崎県観光連盟と協議すること。